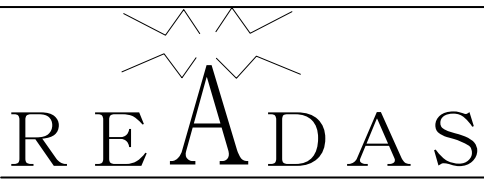


第 4763 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月 3日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 損害賠償金の計上時期

**Q**：損害賠償金は、いつの時点で計上すればいいのですか？

**A**：原則として、その支払いを受けることが確定した日の収益としますが、実際に受け取った日の収益として計上することも認められます。

### 【解説】

損害賠償金は、税務では、その支払いを受けることが確定した日に収益計上することを原則としながらも、会社が損害賠償金を実際に受け取った日に収益計上しているときは、これを認めることとしています。

一方、その損害賠償請求の基因となった損害に係る損失の計上については、その損害の発生した時点で損金算入することが認められています。

ただし、その損害賠償請求の基因となった損失の全部又は一部が、損害保険契約などに基づく保険金や共済金によって補てんされることとなっているときは、その補てんされる部分については、保険金収入等と対応して計上しなければなりません。

なお、損害賠償金を支払う側においては、その支払うべき金額が確定した日の損金の額に算入する事を原則としますが、賠償すべき額が確定していない場合であっても、相手方に支払う額を申し出て、その申し出た金額を未払金計上しているときはその未払金処理をした日の損金として処理をすることも認められます。

